

# 大法人の電子申告の義務化

## 平成32年4月から大法人の電子申告が義務化されます！

平成32年（2020年）4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人等（以下「大法人」といいます。）について、法人税及び地方法人税並びに消費税等の申告書の提出方法が電子申告に義務化されます。

大法人の電子申告の義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備が進められています。

平成30年4月からは以下の点が変更されています。

- 土地の収用証明書等の申告書への添付を省略できます。
- イメージデータ（PDF形式）として送信された添付書類について紙原本の保存を不要とします。
- 法人税の申告書における代表者及び経理責任者の自署押印制度は廃止され、代表者のみの記名押印制度に変更されます。
- 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

### <対象税目>

- ・法人税及び地方法人税
- ・消費税及び地方消費税

（注）地方税の法人住民税及び法人事業税についても、電子申告が義務化されます。

### <e-Tax 義務化の対象となる帳票等>

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

### <対象法人>

- ・内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
- ・相互会社・投資法人及び特定目的会社

### <対象手続>

- ・確定申告書
- ・中間（予定）申告書
- ・修正申告書及び還付申告書

### <施行期日>

平成32（2020年）4月1日以後開始する事業年度（課税期間）について適用